

第6節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5%になるまで。（資料編14-（1））

2 鹿児島県中小企業融資制度（観光・ものづくりパワーアップ資金）

中小企業者等が、観光、自動車、電子、食品、環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ又は航空機関連産業における取引の拡大若しくはこれらの産業への参入を図ろうとするとき又は国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

ア 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、観光産業、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連産業、環境・新エネルギー産業、健康・医療産業、バイオ関連産業又は航空機関連産業（以下、「観光・ものづくり産業」という）における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの

イ 観光・ものづくり産業において、国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むもの

② 融資対象経費（環境・新エネルギー産業関連）

ア 環境汚染防止に資する事業

イ 地球温暖化対策に資する事業

ウ 廃棄物処理・資源有効利用に資する事業

エ 自然環境保全に資する事業

③ 主な融資条件

・ 資金使途 運転資金・設備資金

・ 融資限度額 1億5,000万円

・ 融資期間 融資対象者ア 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）

設備資金 15年以内（うち据置36月以内）

融資対象者イ 運転資金 5年以内（うち据置12月以内）

設備資金 7年以内（うち据置12月以内）

・ 融資利率 年1.80%～2.45%（10年超は変動金利）

・ 保証料率 融資対象者ア 年0.13%～1.58%

融資対象者イ 年0.79%

なお、環境マネジメントシステムを導入している事業者については、全資金を対象に金融機関が融資利率を0.1%引き下げることができます。

3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続です。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（公財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。県内では平成30年3月末現在で、363事業所が認証を受けています。

今後とも関係団体と連携を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。